

建設工事等の入札参加資格登録をされている皆様へ

令和 7 年 3 月 31 日
大 阪 府

中間前金払制度の改善等にかかる建設工事請負契約書等の改正について

大阪府では、下記のとおり、中間前金払を選択した複数年契約の工事について取扱うことし、また、建設業法の一部改正等に伴い、建設工事請負契約書等を改正しますのでお知らせします。

記

1 主な改正内容

- (1) 中間前金払の債務負担工事について、受注者が出来高未達により年度繰越しが発生した場合、当該年度繰越分が完了した時点で繰越した出来高を部分払いでできることとする。※
- (2) 「建設業法」の一部改正が施行され、これまでの建設業法で第 26 条第 3 項のただし書きに規定する者が、今回の建設業法の改正で建設業法第 26 条第 3 項第 2 号に規定されたことに伴い改正する。(監理技術者補佐に関するもの)
- (3) 前金払をするときの添付資料について、着工届を不要とする。

2 改正する契約書等

[建設工事請負契約書](#)、[建設工事請負契約書（中間前金払用）](#)、[公共工事の前払金に関する要綱](#)

3 適用時期

令和 7 年 4 月 1 日以降の公告案件から適用する。

※ 中間前金払を選択した案件については、原則として部分払を認めておりませんが、やむなく年度を越えた工期延期を行う必要がある場合、繰越案件の場合においては、適正な予算執行を図るため、現年の出来高を確定した上で予算執行ができるよう、中間前金払適用案件であっても部分払を可能とすることにしますので、その場合は、部分払回数を 1 回追加する変更契約を行ってください。

担当 総務部契約局 総務委託物品課 企画・システム G (5375)
